



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月6日火曜日 第2955号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し..... (税務課) ... 107

指定代理納付者の指定..... (") ... 107

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 107

保安林の指定施業要件の変更予定..... (森林整備課) ... 107

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 108

指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ... 108

指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 108

指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 108

道路の区域決定（県道伊予松山港線）..... (中予地方局管理課) ... 109

道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... (") ... 109

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局農村整備課) ... 109

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 109

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 117

期末手当及び勤奨手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 118

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 119

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 120

人事委員会公告

平成30年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告..... (人事委員会事務局) ... 121

告 示

○愛媛県告示第202号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
道後スタンダード株式会社 代表取締役 山内 英仁	松山市東野二丁目2番12号	平成30年1月31日

○愛媛県告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する自動車税
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

○愛媛県告示第204号

平成30年1月30日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
中 田 功 一	愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲195番地	愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲2035番1ほか17筆	20,173

2 認可年月日

平成30年2月26日

○愛媛県告示第205号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 西条市小松町石鎚字大成1144、1148、1153から1156まで、1158から1160まで、1164、1165、字諏訪1651から1654まで、1657、1659、1660、1668から1670まで、字戸石2475から2477まで、2479、2480、2483から2492まで、2563、2564、2566、2570
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁、西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成30年3月6日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アットハウジング	デイサービスきたえるーむ西条南	愛媛県西条市大町1176-1	平成30年1月1日	通所介護
社会福祉法人しまなみ福祉会	デイサービスすずらん	愛媛県今治市宮下町一丁目1番62号	平成30年1月11日	通所介護

○愛媛県告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成30年3月6日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ORANGE	オレンジケアプランセンター	愛媛県四国中央市妻鳥町1825番地2 オレンジハイツ101号	平成30年1月18日	居宅介護支援

○愛媛県告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成30年3月6日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 西条神拝	愛媛県西条市神拝甲561番1	平成30年1月21日	短期入所生活介護
有限会社デイサービスセンターふれんど	有限会社デイサービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市萩生2896番地2	平成30年1月31日	訪問介護

○愛媛県告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成30年3月6日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 西条神拝	愛媛県西条市神拝甲561番1	平成30年1月21日	介護予防短期入所生活介護

有限会社サービスセンターふれんど	有限会社サービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市秋生2896番地2	平成30年1月31日	介護予防訪問介護
------------------	------------------	------------------	------------	----------

○愛媛県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	敷地の員	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1874番4から 同市北吉田町10番9まで	メートル 12.0~65.4	キロメートル 0.163	

○愛媛県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市北吉田町1001番4地先から 同町1004番1まで	旧	メートル 10.0~37.7	キロメートル 0.081	
			新	10.0~67.5	0.081	

○愛媛県告示第212号

宇和海地区土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理計画）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年3月6日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 宇和海地区土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 宇和海地区土地改良区定款
- 2 縦覧期間
平成30年3月7日から4月4日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1197

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月6日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮嘉忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第23（第10条関係） 行政職給料表初任給基準表				別表第23（第10条関係） 行政職給料表初任給基準表			
職種	試験	学歴免許等	初任給	職種	試験	学歴免許等	初任給
採用	上級		1級29号給	採用	上級		1級27号給
	中級		1級19号給		中級		1級17号給

一般	試験	初級	1級9号給
	その他	高校卒	1級5号給
無線従事者		第1級総合無線通信士	1級29号給
		第1級海上無線通信士	
		第1級陸上無線技術士	
		第2級総合無線通信士	1級13号給
		第2級海上無線通信士	
		第2級陸上無線技術士	
		第1級陸上特殊無線技士	
	航空無線通信士	1級9号給	
	第3級総合無線通信士	1級5号給	
	第3級海上無線通信士		
	国内電信級陸上特殊無線技士		
	第4級海上無線通信士		
	第1級海上特殊無線技士		
その他	その他の資格		
船員		大学卒	1級33号給
		短大卒	1級23号給
		高校卒	1級13号給

備考 省略

別表第24 (第10条関係)

公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	上級	3級5号給
	中級	2級7号給
	初級	1級7号給

備考 省略

別表第25 (第10条関係)

研究職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	上級	1級29号給
	中級	1級19号給
	初級	1級9号給
その他	高校卒	1級5号給

備考 省略

別表第26 (第10条関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級41号給
	大学6卒	1級17号給
歯科医師	大学6卒	1級5号給

備考 省略

別表第27 (第10条関係)

医療職給料表(二)初任給基準表

一般	試験	初級	1級7号給
	その他	高校卒	1級3号給
無線従事者		第1級総合無線通信士	1級27号給
		第1級海上無線通信士	
		第1級陸上無線技術士	
		第2級総合無線通信士	1級11号給
		第2級海上無線通信士	
		第2級陸上無線技術士	
		第1級陸上特殊無線技士	
	航空無線通信士	1級7号給	
	第3級総合無線通信士	1級3号給	
	第3級海上無線通信士		
	国内電信級陸上特殊無線技士		
	第4級海上無線通信士		
	第1級海上特殊無線技士		
その他	その他の資格		
船員		大学卒	1級31号給
		短大卒	1級21号給
		高校卒	1級11号給

備考 省略

別表第24 (第10条関係)

公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	上級	3級3号給
	中級	2級5号給
	初級	1級5号給

備考 省略

別表第25 (第10条関係)

研究職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	上級	1級27号給
	中級	1級17号給
	初級	1級7号給
その他	高校卒	1級3号給

備考 省略

別表第26 (第10条関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級39号給
	大学6卒	1級15号給
歯科医師	大学6卒	1級3号給

備考 省略

別表第27 (第10条関係)

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級19号給
	大学卒	2級5号給
獣医師	大学6卒	2級19号給
	修士課程修了	2級13号給
	大学卒	2級5号給
診療放射線技師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
診療エックス線技師	短大卒	1級15号給
臨床検査技師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
栄養士	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
衛生検査技師	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
臨床工学技士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
視能訓練士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
言語聴覚士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給
歯科技工士	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級21号給
はり師	短大2卒	1級15号給
きゆう師	高校卒	1級5号給
柔道整復師	高校卒	1級5号給
その他	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

備考 省略

別表第28(第10条関係)

医療職給料表(三)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	2級15号給
	短大3卒	2級9号給
看護師	短大3卒	2級9号給
	短大2卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

備考 1・2 省略

職 種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級17号給
	大学卒	2級3号給
獣医師	大学6卒	2級17号給
	修士課程修了	2級11号給
	大学卒	2級3号給
診療放射線技師	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
診療エックス線技師	短大卒	1級13号給
臨床検査技師	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
栄養士	大学卒	2級3号給
	短大卒	1級13号給
衛生検査技師	大学卒	2級3号給
	短大卒	1級13号給
臨床工学技士	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
視能訓練士	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
言語聴覚士	大学卒	2級3号給
	短大3卒	1級19号給
歯科衛生士	短大3卒	1級19号給
	短大2卒	1級13号給
	高校専攻科卒	1級9号給
歯科技工士	短大3卒	1級19号給
	短大2卒	1級13号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級19号給
はり師	短大2卒	1級13号給
きゆう師	高校卒	1級3号給
柔道整復師	高校卒	1級3号給
その他	短大卒	1級13号給
	高校卒	1級3号給

備考 省略

別表第28(第10条関係)

医療職給料表(三)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	2級13号給
	短大3卒	2級7号給
看護師	短大3卒	2級7号給
	短大2卒	2級3号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級3号給

備考 1・2 省略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。

別表第29(第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭 及び栄養教諭	博士課程修了	2級45号給
	修士課程修了	2級29号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級17号給
	短大卒	2級7号給
講師、助教諭及 び養護助教諭	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

備考 省略

別表第30(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭及び 栄養教諭	博士課程修了	2級33号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
助教諭、養護助教 諭、講師、実習助手 及び寄宿舎指導員	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

備考 省略

別表第33(第22条関係)

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～93	省略							
94		54	55	75				
95		54	55	76				
96		54	55	76				
97		54	55	77				
98		54	56	78				
99		55	56	79				
100		55	56	80				
101		55	56	81				

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級17号給、「短大2卒」にあつては2級11号給とする。

別表第29(第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭 及び栄養教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了	2級27号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級15号給
	短大卒	2級5号給
講師、助教諭及 び養護助教諭	大学卒	1級23号給
	短大卒	1級13号給
	高校卒	1級3号給

備考 省略

別表第30(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭及び 栄養教諭	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級15号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級3号給
	短大卒	1級13号給
助教諭、養護助教 諭、講師、実習助手 及び寄宿舎指導員	大学卒	1級23号給
	短大卒	1級13号給
	高校卒	1級3号給

備考 省略

別表第33(第22条関係)

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～93	省略							
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					

102～125	省略							
---------	----	--	--	--	--	--	--	--

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1～85	省略							
86	<u>77</u>	省略						
87	<u>78</u>	省略						
88	<u>78</u>	省略						
89	<u>79</u>	省略						
90	<u>79</u>	省略						
91	<u>80</u>	省略						
92	<u>80</u>	省略						
93	<u>81</u>	省略						
94	<u>82</u>	82	74	61	<u>84</u>			
95	<u>83</u>	83	75	61	<u>85</u>			
96	84	84	76	62	<u>86</u>			
97	85	85	77	62	<u>87</u>			
98	86	86	78	62	<u>87</u>			
99	87	87	79	63	<u>88</u>			
100	88	88	80	63	<u>88</u>			
101	89	89	81	63	<u>89</u>			
102～141	省略							

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1～83	省略			
84	42	<u>33</u>	省略	
85・86	省略			
87	44	<u>34</u>	省略	
88	44	<u>34</u>	省略	
89	省略			
90	46	<u>35</u>		
91	47	<u>35</u>		
92	48	<u>35</u>		
93	49	<u>36</u>		
94	50	<u>36</u>		
95	51	<u>36</u>		
96	52	<u>36</u>		
97	53	<u>37</u>		
98	<u>53</u>	<u>37</u>		
99	<u>54</u>	<u>37</u>		
100	<u>54</u>	省略		

102～125	省略							
---------	----	--	--	--	--	--	--	--

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1～85	省略							
86	<u>78</u>	省略						
87	<u>79</u>	省略						
88	<u>80</u>	省略						
89	<u>81</u>	省略						
90	<u>81</u>	省略						
91	<u>82</u>	省略						
92	<u>82</u>	省略						
93	<u>83</u>	省略						
94	<u>83</u>	82	74	61				
95	<u>84</u>	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102～141	省略							

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1～83	省略			
84	42	<u>34</u>	省略	
85・86	省略			
87	44	<u>35</u>	省略	
88	44	<u>35</u>	省略	
89	省略			
90	46	<u>36</u>		
91	47	<u>36</u>		
92	48	<u>36</u>		
93	49	<u>37</u>		
94	50	<u>37</u>		
95	51	<u>37</u>		
96	52	<u>37</u>		
97	53	<u>38</u>		
98	<u>54</u>	<u>38</u>		
99	<u>55</u>	<u>38</u>		
100	<u>56</u>	省略		

101	<u>55</u>	<u>38</u>		
102	<u>55</u>	<u>38</u>		
103	<u>56</u>	省略		
104	<u>56</u>	省略		
105	<u>57</u>	省略		
106	<u>57</u>	<u>39</u>		
107	<u>58</u>	省略		
108	<u>58</u>	省略		
109	省略			
110	<u>59</u>	省略		
111～121	省略			

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1～50	省略		
51	<u>28</u>	省略	
52・53	省略		
54	<u>29</u>	省略	
55	<u>29</u>	省略	
56	省略		
57	<u>30</u>	省略	
58	<u>30</u>	省略	
59	<u>30</u>	省略	
60	<u>31</u>	省略	
61	<u>31</u>	省略	
62	<u>31</u>	省略	
63	<u>31</u>	省略	
64	<u>32</u>	省略	
65	<u>32</u>	省略	
66～97	省略		

5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～57	省略					
58	<u>33</u>	省略				
59	<u>34</u>	省略				
60	<u>34</u>	省略				
61	<u>35</u>	省略				
62	<u>35</u>	省略				
63	<u>36</u>	省略				
64	<u>36</u>	省略				
65	<u>37</u>	省略				

101	<u>57</u>	<u>39</u>		
102	<u>57</u>	<u>39</u>		
103	<u>57</u>	省略		
104	<u>58</u>	省略		
105	<u>58</u>	省略		
106	<u>58</u>	<u>40</u>		
107	<u>59</u>	省略		
108	<u>59</u>	省略		
109	省略			
110	<u>60</u>	省略		
111～121	省略			

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1～50	省略		
51	<u>29</u>	省略	
52・53	省略		
54	<u>30</u>	省略	
55	<u>30</u>	省略	
56	省略		
57	<u>31</u>	省略	
58	<u>31</u>	省略	
59	<u>31</u>	省略	
60	<u>32</u>	省略	
61	<u>32</u>	省略	
62	<u>32</u>	省略	
63	<u>33</u>	省略	
64	<u>33</u>	省略	
65	<u>33</u>	省略	
66～97	省略		

5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～57	省略					
58	<u>34</u>	省略				
59	<u>35</u>	省略				
60	<u>36</u>	省略				
61	<u>37</u>	省略				
62	<u>37</u>	省略				
63	<u>38</u>	省略				
64	<u>38</u>	省略				
65	<u>39</u>	省略				

66	<u>38</u>	省略				
67	<u>39</u>	省略				
68～85	省略					
86		61	67	48	<u>44</u>	
87		61	68	48	<u>44</u>	
88		61	68	48	<u>44</u>	
89		61	69	48	<u>45</u>	
90		61	70	48	<u>45</u>	
91		61	71	49	<u>46</u>	
92		62	72	49	<u>46</u>	
93		62	73	49	<u>47</u>	
94～113	省略					

6 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～93	省略					
94	73	70	82	67	<u>44</u>	
95	74	71	83	68	<u>44</u>	
96	74	72	84	68	<u>44</u>	
97	75	73	85	68	<u>45</u>	
98	75	74	85	68	<u>45</u>	
99	76	75	86	69	<u>46</u>	
100	76	76	86	69	<u>46</u>	
101	77	77	87	69	<u>47</u>	
102	<u>77</u>	省略				
103	<u>78</u>	省略				
104	<u>78</u>	省略				
105	<u>79</u>	省略				
106	<u>79</u>	省略				
107	<u>80</u>	省略				
108	<u>80</u>	省略				
109	省略					
110	<u>81</u>	省略				
111	<u>81</u>	省略				
112	<u>81</u>	省略				
113・114	省略					
115	<u>82</u>	省略				
116	<u>82</u>	省略				
117～119	省略					
120	<u>83</u>	省略				
121～169	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

66	<u>39</u>	省略				
67	<u>40</u>	省略				
68～85	省略					
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94～113	省略					

6 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～93	省略					
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	<u>78</u>	省略				
103	<u>79</u>	省略				
104	<u>80</u>	省略				
105	<u>81</u>	省略				
106	<u>81</u>	省略				
107	<u>81</u>	省略				
108	<u>81</u>	省略				
109	省略					
110	<u>82</u>	省略				
111	<u>82</u>	省略				
112	<u>82</u>	省略				
113・114	省略					
115	<u>83</u>	省略				
116	<u>83</u>	省略				
117～119	省略					
120	<u>84</u>	省略				
121～169	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 93	省略		
94	64	46	<u>23</u>
95	64	47	<u>23</u>
96	64	48	<u>23</u>
97	65	49	<u>24</u>
98	65	50	<u>24</u>
99	65	51	<u>24</u>
100	65	52	<u>24</u>
101	65	53	<u>25</u>
102	省略		
103	<u>65</u>	省略	
104 ~ 108	省略		
109	<u>66</u>	省略	
110	<u>66</u>	省略	
111 ~ 114	省略		
115	<u>67</u>	省略	
116	<u>67</u>	省略	
117	<u>67</u>	省略	
118 ~ 120	省略		
121	<u>68</u>	省略	
122	<u>68</u>	省略	
123	<u>68</u>	省略	
124	<u>68</u>	省略	
125	<u>69</u>	省略	
126 ~ 157	省略		

7 の 2 ・ 7 の 3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 117	省略		
118	<u>61</u>	省略	
119 ~ 122	省略		
123	<u>62</u>	省略	
124	<u>62</u>	省略	
125 ~ 127	省略		
128	<u>63</u>	省略	
129	<u>63</u>	省略	
130	<u>63</u>	省略	
131・132	省略		
133	<u>64</u>	省略	
134	<u>64</u>	省略	
135	<u>64</u>	省略	

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 93	省略		
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	65	53	
102	省略		
103	<u>66</u>	省略	
104 ~ 108	省略		
109	<u>67</u>	省略	
110	<u>67</u>	省略	
111 ~ 114	省略		
115	<u>68</u>	省略	
116	<u>68</u>	省略	
117	<u>68</u>	省略	
118 ~ 120	省略		
121	<u>69</u>	省略	
122	<u>69</u>	省略	
123	<u>70</u>	省略	
124	<u>70</u>	省略	
125	<u>71</u>	省略	
126 ~ 157	省略		

7 の 2 ・ 7 の 3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 117	省略		
118	<u>62</u>	省略	
119 ~ 122	省略		
123	<u>63</u>	省略	
124	<u>63</u>	省略	
125 ~ 127	省略		
128	<u>64</u>	省略	
129	<u>64</u>	省略	
130	<u>64</u>	省略	
131・132	省略		
133	<u>65</u>	省略	
134	<u>65</u>	省略	
135	<u>65</u>	省略	

136	64	省略	
137・138	省略		
139	65	省略	
140	65	省略	
141	65	省略	
142～144	省略		
145	66	省略	
146	66		
147～150	省略		
151	67		
152・153	省略		

136	65	省略	
137・138	省略		
139	66	省略	
140	66	省略	
141	66	省略	
142～144	省略		
145	67	省略	
146	67		
147～150	省略		
151	68		
152・153	省略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1198

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月6日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 155）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の範囲）</p> <p>第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が大学卒業の日から<u>16年</u>を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、<u>15年</u>）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学（旧専門学校</p>	<p>（職員の範囲）</p> <p>第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が大学卒業の日から<u>12年</u>を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、<u>10年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、<u>10年</u>）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学（旧専門学校</p>

令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別記様式(第10条関係)

初任給調整手当支給調書

省略

注1~3 省略

4 備考欄は、初任給調整手当の額の改定及び規則第3条に規定する職員の要件の改正に係る人事委員会規則の番号を記入すること。

令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、10年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別記様式(第10条関係)

初任給調整手当支給調書

省略

注1~3 省略

4 備考欄は、初任給調整手当の額の改定 _____ に係る人事委員会規則の番号を記入すること。

第2条 初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中	を	30,500	に改める。	50,000
		27,500		50,000
		24,500		50,000
		21,400		46,200
		18,400		42,400
		15,400		38,600
		12,400		34,800
		9,400		31,000
		6,300		27,200
		3,300		23,400
				19,600
				15,800
				12,000
				8,200
	4,400			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1199

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月6日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の110以上100分の180以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の134以上100分の220以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の98.5以上100分の110未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の119.5以上100分の134未滿</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107未滿</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の180</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の41</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の51</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の41未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の51未滿</u>）</p> <p>2 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の190以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の139以上100分の230以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の124.5以上100分の139未滿</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112未滿</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の190</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47</u> 以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57</u> 以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5未滿</u>）</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1200

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月6日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 471）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前								
別表第1（第2条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者							別表第1（第2条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者								
職員の 区 分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	4 級	職員の 区 分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	4 級
					特 2 級						特 2 級				
再任用	省略							再任用	省略						
教育職 員以外	97～100	4,400	5,900	7,200	<u>7,500</u>			教育職 員以外	97～100	4,400	5,900	7,200	_____		
の教育 職員	101～104	4,400	6,100	7,200	<u>7,500</u>			の教育 職員	101～104	4,400	6,100	7,200	_____		
	省略								省略						
	省略								省略						

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1201

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成30年3月6日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表		別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表	
1 省略		1 省略	
2 公安職給料表級別職務区分表		2 公安職給料表級別職務区分表	
職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		省略	
8 級	省略 首席監察官（8級） <u>四国中央警察署長（8級）</u> 省略	8 級	省略 首席監察官（8級） _____ 省略
9 級	省略 首席監察官（9級） <u>四国中央警察署長（9級）</u> 省略	9 級	省略 首席監察官（9級） _____ 省略
3～7 省略		3～7 省略	

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
部局	公 職	区分	部局	公 職	区分
省略			省略		
警察の 事務部 局	省略	1種	警察の 事務部 局	省略	1種
	警察学校長			警察学校長	
	四国中央警察署長		四国中央警察署長		
	省略	2種	省略	2種	
	四国中央警察署長				
省略		省略			
省略			省略		

備考 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成30年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

平成30年3月6日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（男性（平成31年4月採用）の試験区分に限る。）を受けることにより、警視庁（東京都）、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用都府県	採用予定人員	職務内容	
男 性	平成30年10月採用	愛 媛 県	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。	
	平成31年4月採用	愛 媛 県		14人程度
		警 視 庁		48人程度
		大 阪 府		3人程度
		兵 庫 県		5人程度
女 性	平成30年10月採用	愛 媛 県		2人程度
	平成31年4月採用	愛 媛 県	6人程度	

男性（平成31年4月採用）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分		受験資格
男 性 女 性 (共 通)	平成30年10月採用	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成30年9月末日までに卒業する見込みの者のうち、平成30年10月1日の採用に応じられる者
	平成31年4月採用	昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を平成31年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「昭和61年4月2日から平成9年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容																				
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）																				
	体力試験（愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上
	種目	基準																					
		男性	女性																				
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																					
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																					
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																					
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																					
スポーツ加点（愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験													
項目	基準																						
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																						
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																						
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験																						
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障がいその他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。													
項目	基準																						
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。																						
聴力	完全であること。																						
その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。																						
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																				
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）																				
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																				
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。																				

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
- また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	平成30年5月12日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体力試験 身体検査	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	平成30年5月13日（日） 午前9時から午後0時まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成30年4月3日（火）午前8時30分から4月20日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月13日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月2日（水）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、「平成30年10月採用」は平成30年10月以降の、「平成31年4月採用」は平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、「平成30年10月採用」は平成30年9月末日までに、「平成31年4月採用」は平成31年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給（現行給料月額209,614円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書提出先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120-204-724
愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成30年4月20日（金）午後5時15分（必着）） スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求め場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は	

スポーツ歴	次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。) (3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)
-------	---	---

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。